

改正

令和6年3月26日告示第50号

雫石町最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、町が発注する建設工事の請負契約及び建設関連業務の委託契約に係る競争入札における最低制限価格制度の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「最低制限価格制度」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、競争入札に当たって最低制限価格（予定価格の制限の範囲内で落札価格の最低限度の基準として設定する価格をいう。）を設定し、落札者を決定する制度をいう。

2 この要領において「建設工事」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。

3 この要領において「建設関連業務」とは、測量業務、土木関係の建設コンサルタント業務、建築関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務をいう。

(対象)

第3条 最低制限価格制度の対象は、町が発注する建設工事の請負契約及び建設関連業務の委託契約に係る競争入札で、当該契約の内容に適合した履行を確保するために最低制限価格制度を実施する必要があると町長が認めるものとする。

(最低制限価格の設定)

第4条 建設工事において設定する最低制限価格は、次の各号に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

- 2 契約担当者（雫石町契約規則（平成26年雫石町規則第5号）第3条第1項に規定する契約担当者をいう。以下同じ。）は、特に必要と認められる場合は、前項の規定にかかわらず、予定価格に10分の7から10分の9を乗じて得た額の範囲内の額とすることができる。
- 3 建設関連業務において設定する最低制限価格は、別表の業種区分の欄に掲げる業種の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額（以下「算出基礎額」という。）を基に、契約担当者が定める額とする。
- 4 測量業務において設定する最低制限価格は、算出基礎額が予定価格の10分の8.2を超える場合にあっては予定価格に10分の8.2を乗じて得た額とし、10分の6に満たない場合にあっては予定価格に10分の6を乗じて得た額とする。
- 5 地質調査業務において設定する最低制限価格は、算出基礎額が予定価格の10分の8.5を超える場合にあっては予定価格に10分の8.5を乗じて得た額とし、3分の2に満たない場合にあっては予定価格に3分の2を乗じて得た額とする。
- 6 前2項に規定する業務以外の業務において設定する最低制限価格は、算出基礎額が予定価格の10分の8を超える場合にあっては予定価格に10分の8を乗じて得た額とし、10分の6に満たない場合にあっては予定価格に10分の6を乗じて得た額とする。
- 7 前各項の規定により得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
(落札者の決定)

第5条 契約担当者は、最低制限価格を下回る価格による申込みが行われた場合は、当該申込みをした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(入札執行回数)

第6条 競争入札を実施する場合の入札執行回数は、3回を限度とし、最低制限価格を下回る価格による申込みをした者は、再度の入札に参加できないものとする。

(最低制限価格の周知)

第7条 契約担当者は、最低制限価格を設定した場合は、入札に参加しようとする者に対し、当該契約に関し、最低制限価格が設定されていることを周知する。

(最低制限価格の公表)

第8条 最低制限価格は、事後公表とし、入札結果と同時に速やかに公表するものとする。

(不調時の措置)

第9条 契約担当者は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込み

をした者がいないときは、改めて競争入札に付する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行し、同日以降に入札公告又は通知する競争入札から適用する。

(零石町営建設工事最低制限価格制度実施要領等の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

(1) 零石町営建設工事最低制限価格制度実施要領 (平成19年零石町告示第115号)

(2) 零石町建設関連業務委託変動型最低制限価格制度実施要領 (平成20年零石町告示第100号)

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行し、改正後の第4条の規定は、同日以降に入札公告又は通知する競争入札から適用する。

別表 (第4条関係)

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
地質調査業務	直接人件費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

補償関係コンサル タント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10分の9を乗じて 得た額	一般管理費等の額 に10分の4.5を乗 じて得た額
-------------------	---------	--------	------------------------------	---------------------------------